

保険補償制度について

当社の車両には下記の金額を限度として、保険その他の制度による補償がついています。ただし補償制度の上限を超えたもの、免責金額が保険約款の免責事項に該当する事故、貸渡約款に違反する事故および警察の事故証明が取得できない場合の損害はすべてお客様のご負担となります。

補償内容		補償額	免責額
対人補償	1名限度額	無制限	なし
対物補償	1事故限度額	無制限	50,000円
車両補償	1事故限度額	時価額	50,000円
人身障害補償	1名限度額	3,000万円 (1事故1名限度額3,000万円)	なし

免責補償制度について

この制度に加入されますと、万一事故の際にお客様の負担となる対物免責額と車両免責額の支払いが免除されます。

加入料

1日24時間まで1,000円(税込)
(全クラス共通)

対物補償免責額
車両補償免責額

0円

- ※お申込みは出発時に限らせていただきます。
- ※15日以上1か月以内の貸渡契約については15日分の加入料とし、補償は貸渡期間中とします。
- ※この制度は保険ではありません。
- ※シートベルトの着用を条件とします。
- ※運転予定者の中に21歳未満の方、免許取得1年未満の方、過去に事故歴があり当社が不適当と認めた方は免責補償制度に加入できません。

保険補償制度が適用にならないケース

以下の場合、保険補償制度が適用されない損害、または補償の限度額を超えた損害については、お客様のご負担となります。

■ 事故時に警察および当社への連絡など所定の手続きがなかった場合

■ 貸渡約款に違反している場合

- ・迷惑(違法)駐車に起因した損害
- ・飲酒および酒気帯び運転
- ・薬物使用
- ・無断延長
- ・契約書記載の運転者および副運転者以外の運転
- ・又貸し
- ・無免許運転(運転免許停止期間や運転できる自動車の種類に違反している場合も含む)
- ・無断で示談した場合
- ・各種テスト・競技に使用し、または他車のけん引・後押しに使用した場合
- ・その他貸渡約款に定める免責事項に該当する事故など

■ 当社が締結する損害保険の保険約款の免責事項に該当する場合

- ・故意による事故
- ・パンクやタイヤの損傷
- ・ホイールキャップの紛失・破損
- ・鍵の紛失
- ・パンク応急修理キット代
- ・お客様の所有、使用、管理する財物の損害など

■ 使用、管理上の落ち度があった場合

- ・キーをつけたまま、または施錠しないで駐車し盗難にあった場合
- ・使用方法が劣悪なために生じた車体などの損傷や腐食の補修費
- ・車内装備の汚損
- ・装備品の紛失
- ・タイヤチェーン、キャリア、チャイルドシートの取付および装備不備による損害
- ・海岸、河川敷または林間など車道以外で走行した場合の車両損害(維持・管理された道路以外での事故)
- ・給油時の燃料種別の間違いにより生じた補修費
- ・クレーンや高所作業者などの有資格者以外の方の操作により生じた損害など

※相手不明の当て逃げ、車上荒らしによる損害、ガラスへの飛び石について補償制度の適用を受けるためには、警察への届出が必要です。

休業補償について(ノンオペレーションチャージ)

万一車両の利用中に当社の責任によらない事故、盗難、故障、汚損、車内整備の損害、シートの焦げ跡などが発生し、車両の修理・清掃が必要になった場合、その期間中の営業補償の一部として右記金額をご負担いただきます。

● 自走可能な場合

¥20,000-.

● 自走不可能な場合

¥50,000-.

※自走不可能な場合のレッカー代金(当社指定工場まで)もお客様負担となります。